

第3期唐津市地域福祉計画の進行管理及び評価方針

1 意義

第3期唐津市地域福祉計画（以下「計画」という。）に基づき実施する取り組みについて、各担当課において計画の趣旨や理念を十分に認識し、着実に推進していくことを目的に、計画の主要推進事業について、年次的にその進行管理・評価・検証を行い、見直しや改善につなげる。

2 進行管理・評価体制

(1) 唐津市地域福祉計画進捗管理庁内調整会議による進行管理、自己評価

計画に定める計画事業の主管課長により構成する「第3期唐津市地域福祉計画進捗管理庁内調整会議（以下「庁内調整会議」という。）」において、計画の主要推進事業について進行管理を行い、計画に基づく事業展開ができたのかを検証し、自己評価を行う。

(2) 唐津市地域福祉計画進捗管理委員会による検証、取り組みに対する意見

調整会議による検証・自己評価結果について、民間有識者等による「第3期唐津市地域福祉計画進捗管理委員会（以下「委員会」という。）」に報告し、検証の上、意見をいただく。

3 進行管理・評価の項目

計画の進行管理・評価にあたっては、以下の項目について実施する。

- (1) 計画に基づく年度内の取り組み状況（具体的な取り組み、事業展開に対する成果）
- (2) 取り組み内容の評価（進捗状況、課題や今後の取り組み方針）
- (3) 協働事項（事業の推進のため、市民や地域に協力してもらいたいこと）

4 進行管理・評価シート様式

様式1、様式2のとおりとする。

5 評価スケジュール（令和2年度～令和6年度）

(1) 進行管理・評価シートの作成（5月～6月）

進行管理・評価シートを作成し、当該年度の事業の取り組み状況について、各事業担当課で自己評価を行う。

(2) 庁内調整会議による検証、委員会への報告（7月）

各事業担当課で作成した進行管理・評価シートについて検証を行い、委員会へ報告を行う。

(3) 委員会による検証、取り組みに対する意見（7月）

庁内調整会議からの報告を受け、事業の進捗状況、課題や今後の取り組み方針について、市民、地域が解決できることや、市への要望などの意見をいただく。

(4) 事業、次年度の取り組みへの意見の反映（8月～10月）

委員会での検証結果やいただいた意見を受け、主管課長は担当する事業、次年度に向けた取り組み及び予算要求へ反映し、計画が着実に推進していくよう、見直しや改善を行う。

(5) 検証結果の公表（8月）

委員会での検証結果について、市のホームページにおいて情報公開を行う。

6 評価対象計画期間

令和元年度から令和5年度まで。